

日本畑作農業展開と切畑の位置づけ

田 中 豊 治

I 問題意識

上山春平編『照葉樹林文化』¹⁾正・統、佐々木高明『稲作以前』²⁾、『日本の焼畑』³⁾、『熱帯の焼畑』⁴⁾は、日本畑作展開過程の中で焼畑の果たした役割を明らかにし、現在の普通畑の前駆的位置づけを明確にした。

照葉樹林文化論と焼畑問題は、文化人類学や地理学分野以外にも、大きな影響を与えた。例えば、歴史学者畑井弘は「奈良平安時代の焼畑農業」⁵⁾で、古代における焼畑の経営形態を詳説している。畑井は焼畑研究の過程で、平安遺文等にしばしば記されている林田・林畑の語に注目し、昭和51年に「8—10世紀の林田農業と家地経営」⁶⁾(史林59—3)を、同年甲南大学紀要文学篇24号に「古代農業の一考察」⁷⁾を発表している。この両論文は、地理学の側からはその評価はなされていないが、古代において焼畑以外の切替田・切替畑が存在していた事を主張したものである。

以上の切替畑以外に、牧畑については、昭和25年「封建制下の牧畑」⁸⁾を田中が、42年に三橋時雄が詳細な『隠岐牧畑の歴史的研究』⁹⁾を、45年に石田寛が中国高原の放牧形態と牧畑類似慣行を広島大学文学部の紀要に「Historical Geography of Rough Grazing in Japan」¹⁰⁾として発表し、切替畑としての牧畑を報告している。牧畑の事例は、三橋が前掲著書の中で詳細に紹介しているので、再説はさけることにする。

以上の他に、その他の切替畑が日本に存在したかもしれないが、現時点では不詳である。

本稿は、切畑に焦点をおいて、その日本畑作展開上における位置づけを検討しようとするものである。しかし、焼畑については佐々木が、

牧畑については三橋、石田、田中がその意義を既に論じているので、本報告では、切替畑としての内容について、切畑、林畑、焼畑、牧畑、その他の切替畑について検討することとする。

II 地方凡例録における畑の種別

近世における畑の種別はきわめて多様であるが、これを解説した文献として、寛政年間に大石久敬が著述した『地方凡例録』¹¹⁾がある。

筆者の使用したのは、大正5年に日本経済叢書刊行会が出版した『日本経済叢書 巻31』である。その巻の2の4項は「田畑名目之事」となっているが、この中から畑の名目をあげると、表1のようになる。備考欄は、筆者の追記事項である。

表から明らかのように、焼畑の名目差がかなりある。切替畑と焼畑を、同義に解釈している。山畑を、村居より離れた山方の畑として焼畑とは区別し、野畑と同様生産力の低い普通畑のように解している。

『地方凡例録』による畑方の名目の示す概念は、全国的に通用した概念ではないようで、例えば出雲には、慶安4年(1651)以降の「山畑検地帳」が県立図書館に保蔵されている。これをもとに山畑に課税し、それを「山畑定成」と称するが、寛政10年(1798)に松江藩の石倉思敬の著した『地方問答記』では、山畑を焼畑として扱っている。すなわち「山畑成やき跡へ鉾を入れ、其灰を肥とし、其年のそばを蒔、明年は熊子粟、其明年かんの目小豆或はからしなを蒔、4年目に又所を替る也」とあり、「山畑之類也、今年休候て来年は又所を替て外を切開作り申候、又明年は跡へ戻り候て作故に切替畑と云也」とある。その税額については、島根県旧

表1 『地方凡例録』による畑の名目

名称	説明概要	備考
桑畑	上上畑也	<ul style="list-style-type: none"> ・桑畑より藍畑までは、作種による区分である ・生産力の低い悪地のうち上の部の意 ・荒砂交りの生産力の低い畑 ・中国山地の山畑とは意味が異なっている ・焼畑より刈生畑までは焼畑で、名称により若干経営内容が異なっている
楮畑	上上畑也	
漆畑	上上畑也	
茶畑	上上畑也	
麻畑	上上畑也	
紅花畑	上畑也	
藍畑	上畑也	
見附島	上下の位にもつけ難き悪地なれど、そのうちにてもすこし宜しき畑	
砂畑	海辺・川通りなどの砂まじりの畑、下下畑より石盛ひくし	
山畑	村居をはなれたる山方の畑、石盛も取箇もひくし	
野畑	山畑同然の野方原地の悪地なり、野畑とて畑請するなり	
焼畑	山中にあり、小芝、萱草など共に焼く。一雨うけて灰のしめりたる所に種をまく	
切替畑	焼畑なり、1年、2年代りに仕付する故に切替畑という	
薙畑	なき畑も焼畑なり、焼畑、切替畑共石盛低し、山畑より下下也	
燔畑	焼畑のうち上の分をさす	
鹿野畑	奥羽にて唱う、切替畑・畑燔にて高請のみにて無反別なり	
広野畑	鹿野畑なり、割付けには無反別と記す、少々年貢納む	
刈生畑	甲州郡内領にて唱うる焼畑なり、5年、10年休むる隣畑にて、縄延1反当りの刈生畑は1町歩も、2町歩もあり、甲州は養蚕地なれば桑も植えつくるなり	
林畑	高請いたし、雑木等仕立て薪に伐り出す畑をいう。山畑同然下下畑の位もつけ難く、林畑と申す名目にて石盛、取箇も低くつける。もともと林畑には、下畑、下下畑の位つけたるもあり、山中に限らず野方にも、里方にもあり、上州勢多郡、武州川越領、野火止領など、所々にあり	・本体は山林だが、畑請した土地の意
萱畑	かや畑は畑請にて作物仕付不仕、がや立いたす、萱野年貢とて米を納む	・屋根葺材の萱
萩畑	高をうけて萩を仕立つるなり。オギ畑年貢を納む。開発いたし畑作仕立つるもあり	・屋敷の垣などに使用する
芦園	大川通、野辺、海浜等にてアソ畑と唱う。畑請の所なり、無高、無反別なれど芦運上を納む	・よし箕の原料である

藩々租法に「山畑定成、一反に米三升、五升、七升其地に依じて貢を納むる者なり」とある。

『地方凡例録』は、焼畑すなわち切替畑と称しているが、昭和11年に農林省山林局が刊行した「焼畑及切替畑に関する調査」¹³⁾においては、次のような区別をしている。「焼畑及切替畑に就て森林法第二条中焼畑、切替畑其の他の土地云々と記載しては居るが、厳格なる区別は甚だ不明瞭である。森林法要義には、焼畑とは森林

の毛上を焼き払ひ、其跡地に畑作を行う事三、四年漸く地力減退して収獲に堪へざるに至り、之を抛棄して再び森林となすを謂う。切替畑とは森林の毛上を伐り拂ひ、其跡地に畑作を行う事三、四年漸く地力衰退するに従ひ遂次隣地に転々し、同一行為を循環施行するを謂う」とある。以上の説明によると、切替畑は、森林の毛上を伐り払って畑地にするもので、必ずしも焼却を条件としていない。

切替畑を切畑と称する地方は西日本に多く、農林省山林局の前記調査書¹³⁾ 4頁にも、高知、徳島で「伐畑山」、熊本で「剪畑山」、中国山地では「切畑」と称し、阿哲地方の検地帳にはその名が頻りに表われている¹⁴⁾。

森林と畑の交替現象に重点を置いて広義に解すれば、切替畑の名称が総括的で、毛上を焼却する場合の焼畑は、焼却を条件とした切替畑である。牧畑は、牧野と畑の交替する切替畑で、焼却を伴っていない。ただし『地方凡例録』には、牧畑についての記述はみられない。後述する林畑は、ハンノキ属の林畑と畑の交替する土地利用で、これも切替畑である。

『地方凡例録 巻2』の石盛の条に、注目すべき記事がある。それは、佐渡、隠岐では元禄期まで畑方無年貢という記述で、「既に上古は人少にて、田方第一に耕作し、畠は少し、雑穀野菜等少々作り百姓夫食の足に致し、無年貢にて公納には不成由、中古以来追々諸国共多人数に成、曠野原丘開立、畑地多く耕作する故、一統年貢納むる事になり、鎌倉將軍家時代には最早畑年貢納むると見えたり。その名残にや、隠岐国、佐渡国は元禄の頃までは畠方無年貢の由、是また其後は余国並に畠年貢納る事になりたり」とある。

しかし、これは事実と反している。隠岐は畑(牧畑)の方が面積は大で、貢納も、近世初期の慶長4年(1599)の『別府村御検地帳』によると、牧畑も高請けしており、さらに寛永13年(1936)の浦之郷村下札においては、牧畑は検見取りによって徴税されている。貞享、元禄年間以降、定免制になったことを、『地方凡例録』は課税の初めと誤解したのであろう。

切替畑に語句が類似している切畑の語義については、山林原野を開墾して畑地とする場合に使用される。農林省の前記の調査書には、四国地方に広く分布していて、伐畑、剪畑、切畑と記され、上納区分によって名負と検地の区別があったという。経営上は切替畑で、焼畑的なものと、焼却を伴わないものもあったという¹⁶⁾。

切畑の語が検地帳に記されている例は、岡山、

広島の高原地帯の村々に多く見られる。その例示は、筆者の既述の文献に示してある¹⁷⁾。中国高原の切畑も、四国同様に焼畑的なものと、単に毛上を伐り払って畑地とするものがあった。後者は採草地、牧草地の切畑に多く、阿哲地方には、「切畑」という地名が散在している。切畑は切替畑と同様に使用されているのが、現在にいたるまでの一般的傾向であるが、神奈川県足柄上郡、岡山、広島両県の中国高原地帯では、切畑の解釈については、開発した畑、切り拓いた畑、荒起しをした新畑という解釈をなし、切替畑の総括的概念に対して、若干の解釈のニュアンス差がある。

III 焼畑・切替畑の面積解釈について

1936年の農林省山林局の焼畑、切替畑の調査を資料として、山口貞夫は1938年、地理学評論14巻1号に「焼畑の地理的分布其他」なる論文を発表した。その中では、山口の述べるように、調査書における焼畑、切替畑の区分が統計上はなされていないので、調査書の数字を焼畑に一括して使用している。従って、焼畑を伴わない切替畑も、焼畑統計数字の中は含まれている¹⁸⁾。

さらに、この調査書の数字は、山林局の府県照会に対して、府県においては、焼畑及び切替畑に対する解釈差、さらにその面積判定に対する解釈差がまちまちで、回答数字の示す内容が同一でない。特に後者については、すでに『地方凡例録』に「一年、二年がわりにて仕付いたす故切替畑と云。依て検地請る時、縦ば十町の場所検地いたせば、五町か三町ならでは作付いたさず、半分一ケ年も二ケ年も休む故、十町の場所にて五町か四町といたし高請・箇様の場所は余歩も定法に不拘、格別余計に差加る。或は右焼畑にて山内木立有之場所、又は焼畑に可成所も、一同に一山反別相改、山高に受置、燔になる所は作付致すもあり、是は切替畑とは云、山高也」とあるように、焼畑、切替畑の判定基準が厳密でないので、1936年の調査数字の内容が、現実的・具体的ではないという障害がある。

このためか、図化された内容を見て、まず不

審に思われるのは、広島県が空白で示され、備前地方に「切畑」と呼ばれて現実に存在する焼畑が、統計上では皆無となっている。

さらに、隠岐牧畑は切替畑であるから、焼畑及び切替畑の調査では当然統計数字に算定されるべきであるが、これも計上されていない。隠岐からは、1936年の森林伐採後火入れした焼畑の実面積が報告されている。従って山口の図化上においては、島後地区で戸数率10%以下、牧畑が広大に分布する島前地区では皆無となっている。

焼畑及び切替畑の正確な区分及び面積の判断は、以上述べたように、極めて困難である。これを明らかにするのは、個々の事例について現実にこれを検見し、現実の耕作面積、その慣行の行われてきた範囲、過去数年間の実状を計算してのみ、その判定が可能である。焼畑及び切替畑の実施がすでに過去となった現在において、これを復元的に実証するのは、不可能に近いことである。

IV 中国高原の山畑、切畑について

中国高原地帯の切替畑の名称を見ると、検畑帳、御縄打水帳、村方名細帳等の公簿には、島根県側では「山畑」、鳥取・岡山・広島では「切畑」である。ただし、伯耆の明延村では、山畑、切畑の呼称が、年代を異にしているが、同義に用いられている。これは、反別、取米が同一であるから、呼称の時代差と判断できる。山畑→切畑という、呼称の変化である。

また、島根県の例では、仁多郡湯村の場合、検地帳は本田畑検地帳、山畑検地帳、楮切畑検地帳の3種に分かれ、楮畑にのみ「楮切畑」と、切畑の文字がつけられている。楮畑は『地方凡例録』にあるように、上上畑の扱いであるから、その検地帳に「切畑」の文字が付されているのは、楮採取後、若干の休閑期を置いて再度楮畑にするという内容かとも思われるが、これを証する文書には、まだ接していない。

島根県の山畑が焼畑扱いであることは、例えば寛文10年(1670)の仁多郡林原村山畑検地帳

に、「山畑反別二町九反一八歩、此取米一斗四升八合、但し反につき五升」とあり、また、宝永2年(1705)の秋鹿郡秋鹿村山畑検地帳には「山畑反別四町三反八畝六歩、此取米一石三斗一升四合、但し反につき三升宛」となっていて、桶縫郡宇賀村の天保2年(1689)の山畑検地帳の「但し反につき五升宛」とあるのと略、取りの高は一定している。

島根県の山畑の取りについては、前出の『地方問答記』に、山畑は切替畑であるとし、その石盛については「山畑定成ノ高山或は、扁平ならざる山等にて壤を運搬し難く、わずかに柴草など焼きて壤に代へ、いささかの穀類を植うる地たるを以って、一反につき米三升、五升、或は七升、其地に応じて貢を奉るなり」とあり、明治2年の「島根県旧藩租税法」もこれを確認して「粟、熊子、そば等を一作掛りに、三年も作り、又地を切替ふるを以って、山畑、切畑という。税米は一反につき七升或は五升、三升等と、土地により一定せず」とある。

山陰側の山畑は、取り米が最高反当7升であるが、山陽側の「切畑」の取り米は、岡山県阿哲地方では、元禄8年(1695)の備中国哲多郡上神代村、矢田村、新見村、花見村、佐根村、井原村、千屋村等¹⁹⁾いずれの村でも「反当二斗」である。

広島県の切替畑については、昭和11年の農林省山林局の「焼畑及び切畑畑の調査報告書」には「皆無」となっているが、これは調査報告の粗漏によるものと思われる。その理由は、筆者の昭和55年5月のアンケートによると、1950年代まで、神石郡、比婆郡には、切替畑が広汎に分布し、切畑、切山、刈山、刈畑と呼ばれていた。さらに、近世文書にも明確な記述がある。例えば、明暦2年(1656)の「備後国比婆郡高野村御検地已後荒所村高御免割帳」²⁰⁾や、元禄13年(1700)の「備後国神石郡御検地帳」²¹⁾には、水田、畑、切畑、砂畑の名が記されている。また、県立図書所蔵の「国郡志御用に付下調査上帳」は、広島藩の文政3年(1830)の村落事情の調査といわれるものであり、これには精疎の

表2 広島県比婆郡口和町 宝暦3年(1753)大差出帳の田, 畑, 切畑

村名	田面積			平均 斗代 (升)	畑面積			平均 斗代 (升)	切畑面積			平均 斗代 (升)
	町.反.畝.歩	石.斗.升.合	平均斗代(升)		町.反.畝.歩	石.斗.升.合	平均斗代(升)		町.反.畝.歩	石.斗.升.合	平均斗代(升)	
大月村	26. 4. 8.00	364. 3. 6. 2	137	19. 4. 6.12	95. 3. 2. 9	48	2. 9. 4.00	2. 9. 4. 0	10			
竹地谷村 ¹⁾	21. 5. 0.15	237. 0. 6. 7	100	24. 4. 0.27	90. 7. 1. 1	40	43. 0. 7.15	43. 0. 7. 0	10			
向泉村	59. 8. 7.00	856. 4. 8. 5	143	21. 0. 7.21	113. 8. 9. 6	54	0. 9. 8.15	0. 9. 8. 0	10			
常定村 ²⁾	13. 3. 0.24	169. 9. 1. 4	127	6. 7. 9.21	30. 5. 2. 9	45	—	—	—			
金田村	24. 2. 3.18	275. 1. 1. 9	113	17. 0. 3.18	59. 5. 4. 8	35	4. 8. 5.00	4. 8. 5. 0	10			
永田村	67. 3. 2.27	771. 5. 0. 0	125	32. 9. 9.12	131. 2. 9. 9	43	3. 5. 4.00	3. 5. 4. 0	10			
湯木村	59. 9. 0.21	797. 0. 8. 2	133	33. 6. 5.09	144. 7. 4. 2	45	4. 2. 3.00	4. 2. 3. 0	10			
宮内村	30. 5. 5.27	342. 1. 0. 4	114	17. 3. 2.12	83. 9. 9. 0	52	5. 3. 8.12	5. 3. 8. 0	10			

注 1) 切畑面積大

(口和町役場「宝暦大差出帳」より田中作成)

2) 切畑なし

差はあるが、中国高原地帯である比婆郡、双三郡、神石郡、甲奴郡、高田郡、山県郡の村々には、切畑の記述が見られる。

比婆郡口和町に属する近世²²⁾の8村については宝暦3年(1753)の「差出帳」に、田、畑、切畑の3者の反別、石高、斗代が記されている。これを表にすると、表2のようになる。

この表で注目すべきことは、竹地谷村では、普通畑の面積より切畑の面積が大であること、平均斗代が1斗であることである。

同村、同年の斗代は、差出帳に、上畑7斗、中畑4斗、下畑2斗5升、下下畑1斗5升、見付畑1斗とある。定免で2ツ1分となっている。鳥根県境の口羽町では、出雲側の年代と大差はないが、定免扱いになっている切畑の面積は、山陰側より大である。

ところが、岡山県馬庭郡美甘村の宝暦6年(1756)の「切畑地揃帳」は、斗代8斗という極めて高い数字を示している。同村所蔵の地詰帳は、次のような形式で記されている。「かじや分 百姓名 四郎兵衛、長右衛門、久右衛門、五郎左衛門、仁兵衛、三郎右衛門、善三郎、忠兵衛、作兵衛、助市、右衛門、市兵衛計一二人、新開切畑六九ヶ所、反別三反三畝一六歩、高二石七斗五升、一人当平均反別二畝二四歩、高二斗二升九合、一ヶ所平均反別一四歩五勺、高四升」のごとく、詳細である。

地揃帳全文を表にすると、表3のようになる。この表で注目すべきことは、斗代の高さである。

入夏分と明蓮分は13斗に及び、低い方では則正・当政分が7斗3升で、大部分は8斗である。免は3分とあるので、納税額は平均的に見ると、2斗4升となる。

鳥根の山畑、広島、岡山の切畑は、以上の比較から見て、複雑な様相を示していることがわかる。

1980年9月の現地調査の際、住民の解釈を要約すると、次のような結果が明らかとなった。

美甘村の場合、同村の故老横山宗宰氏(82歳)は、「木村の切畑は、他村に比して斗代が高いのは、鉄穴流しの跡を耕地にし、そのまま普通畑にするものもあり、数年後放置して自然植生にするものもあり、若干手入れして放牧、採草地にするものもあり、その放牧採草地を切替畑とするものもあり、内容が多様であった。比較的普通畑化した地域が多かったので、宝暦の差出帳では、高い斗代が課せられた。しかし、その反面、林間放牧地の焼畑は、林地として扱われ、切畑地諸帳には含まれていない」と述べている。

さらに広島県西城町の堤氏は「西城地区の切畑は、内容的には、焼畑、耕牧交替の切替畑、鉄穴流しの跡地の畑地も含み、大体焼畑が主であった」と述べ、横山氏の見解と一致している。

以上に対し、同県高野町の岡村達男氏は、同家所蔵の「国郡志御用に付き下しらべ書出帳」を示しつつ、「国郡志によると切畑の斗代は1斗である。国郡志は文政3年(1820)の事実で

表3 宝暦6年美甘村切畑地詰帳の集計

地区区分	百姓 人数	切畑数	切畑反別	切畑高	斗代	反別 1人平均	1人 平均高	1カ所 平均反別	1カ所 平均高
			(町・反・畝・歩)	(石・斗・升・合)	(斗・升)	(畝・歩・厘)	(斗・升・合)	(畝・歩・厘)	(升・合)
町分	30	150	0. 8. 8.24	7. 2. 7. 8	8. 0	2.28. 0	2. 4. 3	0.17. 8	4. 9
かじや分	12	69	0. 3. 3.16	2. 7. 5. 0	8. 0	2.24. 0	2. 3. 0	0.14. 5	4. 0
河内分	16	74	0. 4. 9.15	4. 1. 1. 4	8. 0	3.02. 8	2. 5. 7	0.20. 0	5. 6
国久, 宗利分	6	13	0. 0. 9.18	0. 7. 6. 4	8. 0	1.18. 0	1. 2. 7	0.22. 0	5. 9
じや, 谷分	11	36	0. 2. 5.15	1. 9. 5. 5	8. 0	2.10. 0	1. 7. 8	0.22. 0	5. 6
大ぞり, 山根, 入安分	7	74	0. 2. 8.06	2. 2. 4. 6	8. 0	4.00. 0	3. 2. 1	0.11. 3	3. 2
麓分	1	5	0. 0. 1.15	0. 2. 0. 0	13. 0	1.15. 0	2. 0. 0	0. 9. 0	4. 0
只常久宗分	2	2	0. 0. 0.21	0. 0. 5. 6	8. 0	0.10. 5	0. 2. 8	0.10. 5	2. 8
長田分	8	40	0. 3. 4.27	2. 7. 0. 4	8. 0	2.01. 0	3. 3. 8	0.26. 0	6. 7
頼長分	4	8	0. 0. 3.27	0. 3. 1. 2	8. 0	0.29. 0	0. 7. 8	0.15. 0	3. 9
横畑分	12	51	0. 5. 6.28	4. 5. 5. 2	8. 0	4.20. 0	3. 7. 9	1.03. 0	8. 9
山路分	8	85	0. 6. 9.23	5. 6. 9. 5	8. 0	8.19. 0	7. 1. 2	0.24. 0	9. 8
羽仁分	12	86	0. 5. 2.28	4. 1. 9. 2	7. 9	4.12. 0	3. 4. 9	0.18. 0	4. 9
平島分	18	91	0. 4. 8.29	3. 7. 9. 0	7. 9	2.24. 0	2. 1. 1	0.16. 0	4. 1
くもで分	7	41	0. 2. 3.27	1. 8. 9. 8	8. 0	3.12. 0	2. 7. 1	0.17. 0	4. 6
松末分	6	31	0. 1. 6.21	1. 3. 3. 7	8. 0	3.24. 0	2. 7. 1	0.16. 0	4. 3
金井谷分	2	20	0. 2. 3.07	1. 7. 9. 1	8. 0	11.18. 0	8. 9. 6	1.05. 0	9. 0
明蓮分	1	6	0. 0. 1.18	0. 2. 0. 8	13. 0	1.18. 0	2. 0. 8	0.08. 0	3. 5
横内分	4	48	0. 3. 3.05	2. 6. 3. 2	8. 0	8.09. 0	6. 5. 8	0.21. 0	5. 5
井岡, 宮原分	5	34	1. 1. 9.06	1. 4. 7. 6	7. 7	3.25. 0	2. 9. 5	0.17. 0	4. 3
高山分	1	27	0. 1. 8.27	1. 6. 1. 6	8. 6	18.27. 0	10. 1. 6	1.00. 0	6. 0
則正, 当政分	2	7	0. 0. 3.21	0. 2. 7. 2	7. 3	1.21. 0	1. 3. 6	0.18. 0	3. 9
町分庄屋	1	7	0. 0. 5.03	0. 4. 0. 8	8. 0	5.03. 0	4. 0. 8	0.21. 0	5. 8
計	193	1,035	66. 2. 0.00	53. 4. 0. 1	8. 0	— — —	— — —	— — —	— —

(美甘町史料による, 斗代計算は田中が切畑高÷切畑反別方で行った)

あるが、明暦2年(1656)の、私蔵(岡村氏蔵)の“明暦2年9月の改”に、切畑畝数11町4反6畝3歩、高11石4斗6升1合とあり、斗代はやはり1斗である。ただし、文政年間には切畑面積は10町5反7畝24歩、高10石5斗7升と減少している。つまり、明暦から文政までに、8反8畝9歩、高8斗8升3合が減少した。高野地区では、垣外に切畑があり、焼畑でなく開墾地で、休耕することもあって、現在は共有地、村有地となっている。垣内の放牧場では、昔、タタラ用木炭を焼き、その跡には大根、蕪を多く作ったと述べている。岡村氏は、高野村の切畑の性格を開墾畑と判断しており、さらにタタラ跡の野菜畑の存在を認めている。

以上のように、中国山地の切畑は、焼畑、耕牧交替畑、開墾畑、タタラ跡畑など多様な性格のものが、地域によってそれぞれ比重を異にして存在していたことは確実である。さればこそ、近世の為政者にとっても、切畑の解釈は問題点であった。

元文5年(1740)、備中国久世地区の代官平岡彦兵衛は、切畑について、目木、余野上、余野下、樫村東谷、同村西谷、同村鴻瀬分、立坂、久世原、山久世村の村々に説明を求めた。これに対して上記村々の庄屋連名で、「切畑之訳御尋=付奉申上候」なる文書が、樫西の加藤卓衛方にある。これは、備中馬庭郡の久世、川上、新庄地区の切畑に関する村方の解釈を示すもの

として重要である。²³⁾長文なので略記すると次の如くである。

「切畑之訳御尋ニ付奉申上候

一、慶長八年卯年より寛文七年未年迄之分は、古地切畑へ入、地坪帳へ籠申候、寛文八年より元禄一〇年迄の分は新田切畑と出申候、元禄一一年午年迄の分は新開切畑と罷成候。

(中略)右切畑之儀は、御検地の筋いづれの村々に而も、帳面一反に付、里方場所宜敷は上として地面二反、至極谷奥場所不宜地所は三反表見積りに而御座候。石・畝広に被仰付候訳は、里方入会野実の中に而も、地主願次第帳面御付させ成候に付、重而切畑之廻りにかけ山致間敷。(中略)切畑を名付にかけ山等と申なし。野山生候儀は里方御田地肥しに障申候に付、先年より成不申候。切替と申儀は何れの村々に而も地主勝手次第に仕申候、是は自然と年々に地性悪敷罷成候えば、宜敷所を見立切替申候、左候えば其跡は地主構無御座、いづれより入込秣刈取申候とも構無御座候、然共古来より帳付之古地切畑数多切畑申事も無御座候、然る処、村により新切畑を拵、堅実を妨申に件、里方と出入に相成申候。一、籠し山と申候は、葉刈山と中心当之拵にて御座候。葉刈と申儀は、他村入会之秣場之内にても無構、一兩年或は三、四年も生茂り申候場所を見立、五月根付後に刈付能干立、晴天に火をかけ焼付、其跡に蕎麦或は霜粟類を蒔候、地面宜敷所は翌年其跡直に大小豆蒔付、勝手次第作付仕候、悪候所は壱ヶ年切にて捨申候。比籠し山と申は元来無年貢にて御座候。百姓夫食当に仕候、(中略)縦前々より入会来候隣村たり共、他村より入込葉刈仕候事は不相成候(下略)右御尋に付、古新御年貢地之切畑と無年貢の葉刈山之訳委細奉申上候。以上。

元文五年甲五月

大庭郡目木村庄屋 忠次郎

他 8 村庄屋 記名

平岡彦兵衛様 御役所

」

すなわち切畑には、慶長 8 年(1603)～寛文

7 年(1667)までに開いた古地(本田切畑の意)、寛文 8 年～元禄 10 年(1697)の新田切畑、元禄 11 年～享保 11 年(1726)開発の新開切畑の 3 種の切畑が存在した。

原文に朱記されている内容を見ると、「切畑と申は当時の様に林にする事に非ず。葉刈作する事也。荆棘茂りたる所、春草木を刈入会の甚厭ふ所也。其厭ふ物を払ふて作をする故、入会は却面為になる斗也、其上跡に草木よく先立、暫よき山に成申候。されば分量外何程広く作するとも構不申。当時の如く林にするのとは、入会にとりて天地の違いあり」と述べ、近世中国山地の切畑の有利性を述べている。

切畑と葉刈の差について、朱記には「切畑と葉刈同じ事なれども、斯別物の様書取候は、下たるもの年貢の付ぬ様に取斗度心あるは情也、されど同葉刈作也」とある。水田を中心とする年貢地耕作を支える百姓の、生活の再生産を支える生活農業として、重要な意味を持ったものであることがわかる。つまり、切畑は、焼畑として把握されているわけである。その切畑に対する課税は、古地、新田、新開の切畑に対するのみで、葉刈は無年貢である。このため、朱記にあるように「分量外何程広く作するとも構不申」であり、書面上「斯く別物の様書候は、年貢のつかぬよう取斗」だったのであり、農民の生活維持の真意がありありとうかがえる。

石田寛によって、牧畑類似慣行存続地としてあげられた岡山県阿哲山地、苫田郡奥津町、鏡野町、川上郡備中町では、切畑内容が牧畑類似慣行と重複している。また中国高原一帯の鉄山地帯では、鉄山の中に林間切畑があり、耕牧交替の土地利用および鉄穴流し跡の畑耕作も行われている。それらが、近世文書の畑の中では「切畑」として総称され、隠岐を除いては「牧畑」の名は表われず、焼畑についても近世の検地帳、御縄打れ帳等の公簿では「切畑」「山畑」の中に包括されている。

V 近代における中国高原の切畑

現在の新見市域から神郷町、哲西町にかけて

の阿哲地方は、歴史地理学紀要23号の拙稿²⁴⁾で示したように、切畑の分布密度の高い地域で、特に油野、千屋では、切畑が普通畑以上の面積・筆数を示していた。この数字は元禄検地の公簿上に見られる数字であって、無年貢の葉刈山を含んでいないから、実数はさらに大であるはずである。近代においても、切畑面積の正確な把握困難で、明治の地租改正においては、森林扱いになっていて、畑地として登録されたものは普通畑のみである。従って、明治期から昭和10年代までの切畑は、畑面積統計の中には含まれていない²⁵⁾。

1980年5月の筆者の調査によると、神郷町教委の小早川正信氏は「切畑面積を正確に判定することは不可能である。それは、切畑が転々と場所を変じ、また切畑地化する面積の規模も、千差万別であるからである。さらに、切畑の内容も、焼畑系統のもの、耕牧交替的なものとが混在するので、切畑そのものの解釈も、現地では、近世の葉刈山同様な判断をせざるを得なかった。また、森林地と採草地、放牧地は漸移的に交錯しているから、焼畑および耕牧交替土地利用も錯綜していた」と述べ、根本的には、近世の葉刈の解釈が持続されていた。

従って、石田寛が中国高原の牧畑類似慣行を検討した時に、放牧集落を垣柵の存在形態によって可視的にとらえ、内圃 (in field)、外圃 (out field) における耕作と放牧の存在形態から類型化を試み、その枠組 (frame of reference) を作製してこれを観察し、耕牧交替土地利用の展開過程を論理化し、「農業地域における牧畜」として生態地理学的にその意義を論ぜられた所以である²⁶⁾。

近代にいたり、切畑が衰退し、農地法、森林法、牧野法等の法的規制のもとに、土地分類・管理が画然としてくると、切畑は法的には消滅する。従って、農林統計上にも取りあげられない。ただし、特殊な目的によって調査されることはあった。その代表例は、1950年の「世界農業センサス」における、焼畑の分布調査であった。しかし、それ以後においては、国レベルで

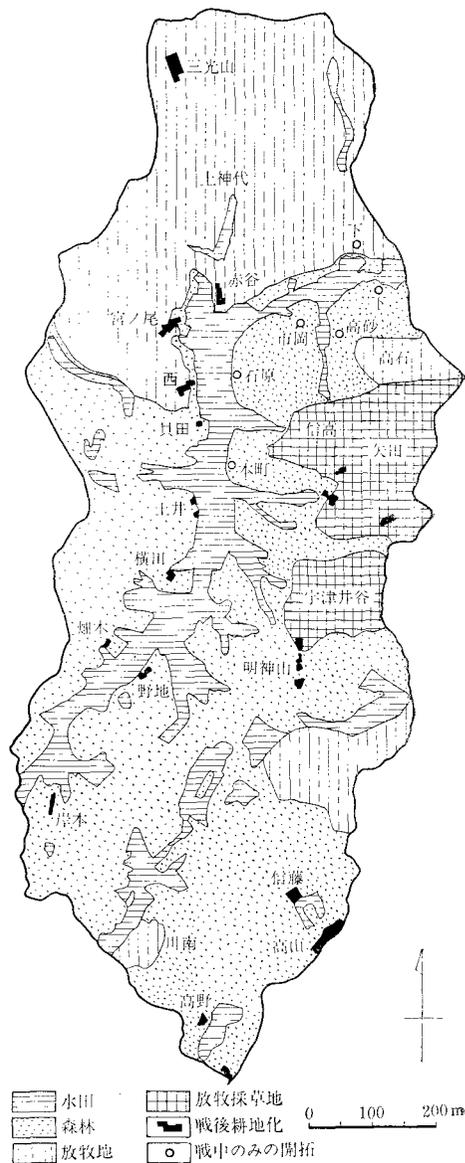


図1 哲西町の土地利用と1950年時点の開拓地
(哲西町農地委員会でのききとりより田中作成、土地利用区分は役場による)

の統計調査はない。

では、そうした調査統計上は消滅した切畑が、土地利用慣行として消滅したかということ、そうではない。石田寛の中国山地における牧畑類似慣行の存続がその適例で、現実的には1960年代には、耕牧交替の土地利用は存在した。

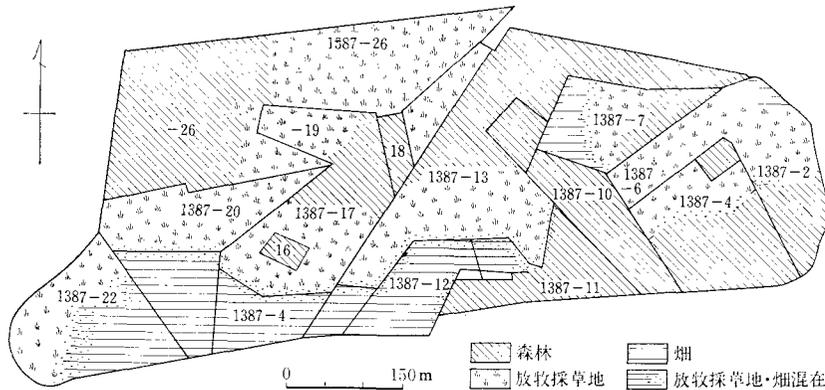


図2 哲西町大開山地の地目別土地利用（1980年5月）
 （注：切畑上は山でも放牧地，畑がある）

さらに、近世の葉刈耕作に似た土地利用が、1950年には阿哲地方には存在した。すなわち、1980年5月、筆者が哲西町農地課と共に調査したところによると、1950年段階での哲西町の土地利用図は、図1の如く復原できる。これは、統計的には正確ではないが、地域的には真実に近い。放牧地、採草地は近世以来の慣行入会地で、最近では土地の私有化が進んだが、1980年段階でも、表面的には共用機能を果たしている。水田地帯の両側の山地に、放牧地、採草地、森林があって、面積的には放牧地が最も広い。太平洋戦争後に開拓された畑は、哲西町農地委員会の記録に残っている。80年現在で、その跡地が明瞭に判別できる地点は、30ヶ所を越えている。地味のよい所は普通畑化され、統計上、畑面積の増加となっている。集落に近い山林地帯の開拓地は、現在はほとんど森林に逆行した。町南部の信藤地区の大開は、戦時中ほとんど開拓され畑地化したが、80年時点では、全地域が山林種目になっている。80年5月現在の現実の土地利用は、図2に示すように、森林、放牧採草地、畑地となっている。ただし、畑地は、名目上は森林である。放牧地との間には垣柵があり、耕牧交替も行われている。つまり、戦時中においては、近世封建体制下の無年貢の葉刈耕作が復興し、その土地利用上の性格が、現在もなお「森林」名目のもとで、「切畑」機能を発揮しているのである。

新見市教委の長谷川明氏によると、哲西町に見られるような葉刈耕作に近い土地利用は、新見市域高原地帯、神郷町、哲多町、美甘村、久世町、久米町、鏡野町、奥津町にも、程度の差はあるが残存しているという。長谷川氏は、その判断の基準として、牧垣、牧柵の存在と、耕牧交替土地利用の慣行を基としている。1980年5月、長谷川氏は筆者の願いをいれ、農地委員会に筆者を導き、新見市域における切畑（耕牧交替慣行上の切替畑）が1950年時点で存在した地点として、次の9地区を農地委員会記録より確認した。(1)花見水木原、(2)剣山峠田原、(3)花見中山原、(4)千屋井原、(5)用郷原、(6)矢の峰原、(7)牛丸大山原、(8)風木谷原、(9)鳶之巢山原である。上記のうち、1980年5月現在、牧垣が残置し、切畑慣行がわずかながら見られる地区として、剣山峠田原、千屋井原、矢の峰原、鳶之巢山原の4地区をあげた。

山陰地方では、山陽側に見られるような葉刈耕作、耕牧交替切畑の確証は得難く、筆者のアンケート調査では、仁多郡横田町鳥上地区のみであった。この概要を図示すると、図3の如くである。この図は、横田町山郡地区長広原氏、山根地区長浅沼氏の説明結果を図示したもので、1943年の西地区記録を基にしている。1948年限りで、この地区の切替耕作は停止した。明治21年の『島根県農事調査書』の牧場調査表によると、横田地区船通山牧場は面積2,000町で、県

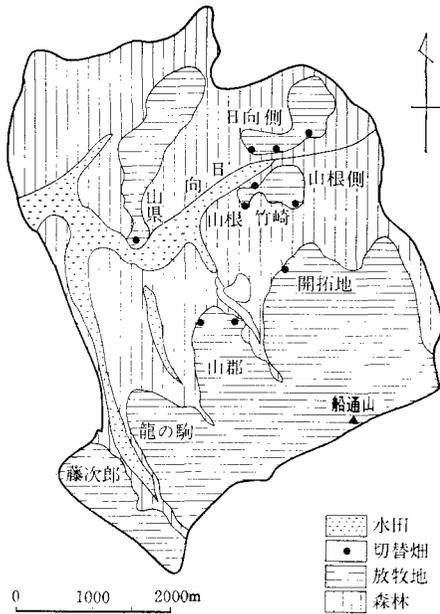


図3 1950年頃の鳥上地区の放牧場と切替畑
(1980年5月, 山郡区長広原氏, 山根区長浅沼氏の説明により田中作成)

下最大, かつ牧場地区内の鉄山ありと注記があり, 耕牧交替土地利用, 鉄穴跡の畑地利用も推定される。

船通山牧場に次ぐものは, 市木村の裏松山牧場(360町), 阿井村鯛之巢山牧場(300町), 八川村三ヶ国牧場(300町)であるが, 切替畑伝承はなく, かつ焼畑の存在を裏付ける「山畑検地帳」も発見されていない。鉄穴跡は島根県には多く, かつ伝承としては, 焼畑耕作がなされたと伝えられるが, これを裏付ける実証的文献が欠いている。

以上, 中国高原における「切畑」「山畑」について, その性格を略述したが, 山陰の山畑は焼畑に相違ないが, 山陽の「切畑」は焼畑, 耕牧切替の牧畑類似土地利用, 鉄穴跡の土地利用等を包含した用語であることは明らかである。切畑という用語は全国的に使用されているが, その内容は地域により, 相当の内容差があるように推定される。中国高原における切畑の内容は, 多分に葉刈耕作の意が強く, かつ葉刈概念が, 農民の経済活動維持の基本的条件の上に成

立していることが明らかである。

VI 林畑の概念の多様性

筆者が牧畑, 切畑の内容を追求している過程において, 『地方凡例録』を検討した結果, 牧畑の語は表われないが, 焼畑を意味する用語が多数掲げられ, その内容の特色が地方差を反映して巧みに解説せられている。これに反し, 「畑」という表現をとりながら, 実質は「林」であり, 「芝地」である用語に, 「林畑」「野畑」がある。

まず『地方凡例録』巻2に掲げられた林畑は, 「高受いたし雑木等を仕立, 薪に伐出す畠を云, 山畑同然下畑の位も附難く, 林畑と申名目にて石盛取箇も低くつける。尤林畑には下畑, 下下などの位つけたるもあり, 不限山中, 野方にも里方にも地広成処にあり, 里方にてても上州勢多郡辺, 武州川越領野火止領など所々あり, 野方の悪地也」とある。野畑, 山畑, その他の畑の解説は, 表1に示した通りがあるので省略する。『地方凡例録』は寛政年間の大石久敬の著であり, 近世末期の林畑の概念を記したもので, 林地を畑請したというのがその主張である。

ところで, この「林畑」の取扱いが, 近世の農業経済史上重要な地位を占めるようになったのは, 享保11年(1726)の「新田検地条目²⁸⁾」公布後のことである。その13条に「新田畑, 屋敷, 林畑筆之内寺社有之願之上相建候分は其場所之分可為地除, 願不申出分は検地之内江可入, 願所は見捨地たるできこと」, 24条に「新田畑場に竹木葭等生立或は芝地有之候は, 吟味之上田畑に開発可成場は地主相極, 検地開発願済候趣を以, 鉄下之吟味可有之候, 田畑不成場場所は是又右願済候節之趣相極, 又は林畑或は山野銭見計可附之事」とあるのが林畑の取扱記事である。しかし, これを見ても, 「林畑」とは何かを説明してはいない。

この新田検地条目を抛りどころにして, 雑木林, 松林, 芝地等に畑請課税を実施したのは, 大岡越前守である。この経緯, 目的, 効果についての研究は, 木村礎, 伊藤好一編の『新田村

落一武蔵野とその周辺²⁹⁾』によって、詳細に行われている。その要点は、次の如くである。

1) 林畑設定は、秣場入会地開発としての武蔵野新田開発計画と同時に、幕府及び農民側によって企図された。

2) 秣場開発に伴う採草給源の確保と、防風目的のものである。その証は、松林が林畑として貢租対象となっている。

3) 本来共同用益権に属した秣場は、個人の用益権に改変され、林畑として貢租対象となった。

4) 元文検地(1736)によって、新田は下畑か林畑か野畑に区分され、請畑させられた荒地が野畑である。

5) 畑請された林畑は、個人の裁量によって「暮し方相応に開畑之百姓は、此上野畑、林畑請迄開候儀者勝手次第³⁰⁾」であった。

以上の様に、享保の新田検地条目に基礎を置いて、武蔵野の秣場は、その村落共同体的用益の否定、これを農民の個人私有に転化し、畑高を請負わせ、年貢増収の手段としたわけである。従って、上層農家の土地兼備が進行し、地主的土地所有が進行するにいたったのである。

以上が木村、伊藤両氏によって明らかにされた、享保新田検地条目による林畑の歴史的意義である。

以上に対して、宮本常一は、林畑は切替畑であると唱え、佐々木高明、中尾佐助等もこれに賛同している。その詳細は「季刊人類学」4巻2号(1973)³¹⁾に記されている。その要点は、次の如くである。

1) 林畑は、1950年代まで関東平野に広く存在した切替畑である。この切替畑は、ハンノキ属の林との切替畑で、焼却を伴わない。

2) 林畑がハンノキ属の切替畑として成立したのは、その樹木が根瘤バクテリアを根に寄生させ、土地が窒素分に富み肥えているからである。

3) 関東地方以外では沓岐島、伊豆諸島、北上山地にもある。西イリアン高地にも、林畑に似た農業がある。

これは、木村、伊藤両氏の着眼と全く異なった林畑論である。この林畑論を基として、切替畑としての林畑(林田)が古代すでに日本に存在していたと論じた学者に、畑井弘がいる。彼の論旨は「8—10世紀の林田農業と家地経営³²⁾」、「古代農業の考察」および「奈良平安時代の焼畑農業³³⁾」に集約されている。これらは彼の近著『律令荘園体制と農民の研究』(1981)に総合され、詳細な立証がなされている。その所説を要約すると、次の如くである。

1) 平安遺文に収められている田券にしばしば見られる、林田(林畑)何反という記述は、従来、林田(林畑)という小字地(坪)の田畑

表4 寧栗遺文、平安遺文所収林田(畑)史料

	地区名	出典
1	播磨国揖保郡林田郷	寧栗遺文 344頁
2	武蔵国入間郡榛原庄	〃 364頁
3	越中国射水郡榛原庄	〃 414頁
4	越前国桑原庄	〃 690頁
5	〃 高串庄	〃 714頁
6	紀伊国海部郡木木庄	〃 366頁
7	伊勢国員弁郡	〃 〃
8	〃 三重郡	〃 〃
9	〃 飯野郡	〃 〃
10	播磨国印南郡	〃 〃
11	近江国野州郡	〃 〃
12	美濃国大島郡	〃 〃
13	大和添下郡南二条	〃 29号
14	近江国愛知郡養父郷	〃 123号
15	紀伊国在田郡	〃 155号
16	近江国八木郷	〃 87号
17	〃 養父郡	〃 159号
18	〃 蚊野郡	〃 47号
19	紀伊国那珂郡	〃 79号
20	伊賀国山田郷	〃 148号
21	〃 玉滝郷	〃 148号
22	河内国高向郷	〃 174号
23	〃 石川郡	〃 〃
24	近江国依智庄	〃 128号
25	紀伊国名草郡直川郷	〃 130号
26	大和国平群郡夜麻郷	〃 231号
27	山城国葛野郡五条	〃 168号
28	近江国大國郷	〃 144号

(畑井論文より抄出、田中作成)

何反と読まれてきているが、これは輪作方式による田畑である。

2) ハンノキ属の林地の切替畑である。榛原庄、林田郷等の地名は、林田(畑)農業の行われた地であることが多い。

3) 林田(畑)農法においては、林地、林田(畑)、常荒の三態をなす地が、相互に有機的な関係を保ちながら、用益サイクルを形成する形で「家地一区」を構成した。家地一区とは倉宅と耕地を一括した園宅地のことである。

4) 平安時代の家地経営に見られる林田(畑)のサイクルは、林(ハンノキ林)―耕地―荒(休閒)―林というサイクルで、事例から見ると、その一サイクルは10～15年である。

5) この林田(畑)農法を支えた主人公は、すでに個別的小経営を実現しつつあった広範な百姓であった。

以上が、畑井説の大意である。畑井があげた事例を前掲論攷から表にすると、表4のようになる。林田(畑)に関する畑井の所説は、彼の近著により、その歴史的裏付けが益々強化されているので、歴史学者の多くが、古代に林田(畑)経営の存在していることを承認している。

以上が、林田畑農業に関する現在までの、代表的な見解である。そこで筆者は、これに対する検討を、林畑は切畑か、単なる徳川幕府の貢納増徴手段であるかを検討することにした。

Ⅶ 林畑に対する筆者の検討

『地方凡例録』に、「林畑は上州勢多郡より武州川越領野火止領に多し」とあるので、これを拠りどころとして、関東1都6県の市町村、県立図書館、文書館に200通の史料照会を発信した。筆者の問題意識は「林畑」であるから、水田地帯は除外し、台地・丘陵に位置する市町村に限定した。回答した市町村(作の機関を含めて)以外にも林畑の所在は相当数あるものと推定される。

表5に示すのは、1981年6月末現在の収集結果である。表には52例があげられているが、これを分布面から見ると、No.1～14にいたる武蔵

野台地西部の例が最大で、以下現在の埼玉県入間郡、比企郡、大里郡、児玉郡に連なる関東山麓の丘陵、台地のものがこれに次ぐ、群馬県下の事例は、『地方凡例録』の表現を信ずると、さらに増加すると思われるが、回答未着である。以下、茨城、神奈川、栃木、千葉の回答例は少ないが、今後、資料の発見で増加する可能性はある。その理由は、享保新田検地条目の適用は、江戸を中心として関東全域に普及していたと思われるからである。

次に年代別に見ると、享保以降のものが絶対数の上で大である。これは明らかに、木村、伊藤両氏の研究によって明らかにされたように、幕府の年貢増収策による政治的新田開発の結果で、本来の姿は松林、雑木林で、畑請されたものであろう。しかし、地主のもくろみによって普通畑化が可能であったから、近世末期には耕地化は進行していたはずである。

享保新田検地条目適用以前のものとしては表5のNo.15, 16, 18, 20, 21, 22, 23, 25, 32, 45, 46の例があげられる。これがいかなる内容の林畑であるか従来の研究においては、明らかにされていない。林畑の定義について、法規上これを明らかにした条文に、筆者不敏にして接していないので、上記11例を通じてその内容を推定することにする。

まずNo.21の寛永16年葛貫村の改帳には「林畑五反七畝二六歩」とあり、その説明は、寛永8年末の9月改によるものであるとし「午の開発」とある。つまり、寛永7年(1630)の開発による林畑ということになる。続いて、承応3年午の月改には「林畑五反一畝三歩、辰の開発」とある。これは承応元年(1652)壬辰の意と思われる。また「惣合林畑二町六反五畝二八歩」とある。上記の合計1町8畝29歩より大であるから、元和検地(1621)年の時に、すでに林畑があったとも推定されるが、元和7年の検地帳には記入はない。続いて寛文3年(1663)に「林畑四反三畝二二歩、卯の開発」と、林畑が開発されている。

次にNo.18の延宝4年(1676)の武州榛沢郡

表5 林畑資料回答一覧表(1981年6月1日現在)

No.	年 度	地 区 (資料)
1	元文元年(1736)	武州多摩郡小川新田 (検)
2	"	" 野中新田 (〃)
3	"	" 鈴木新田 (〃)
4	"	" 廻田新田 (〃)
5	"	" 大沼田新田 (〃)
6	"	" 戸倉新田 (〃)
7	"	" 恋窪新田 (〃)
8	"	" 中藤新田 (〃)
9	"	" 本町新田 (〃)
10	"	" 下谷保新田 (〃)
11	"	" 四谷新田 (〃)
12	"	" 番場新田 (〃)
13	"	" 柳窪新田 (〃)
14	"	" 下里新田 (〃)
15	元禄14年(1701)	武州荏原郡上森沢村 (〃)
16	延宝2年(1674)	武州豊島郡下板橋村 (水)
17	文化9年(1812)	武州男衾郡片新田 (控)
18	延宝4年(1676)	武州榛沢郡荒川村 (水)
19	天保3年(1832)	武州比企郡滑川村 (村高)
20	元禄3年(1690)	武州足立郡大牧村 (検)
21	"	" 三室村 (検)
22	"	" 島村 (検)
23	元禄6年(1693)	" 指原下郷組 (検)
24	宝永4年(1707)	" 吉野原村 (検)
25	寛永16年(1639)	武州入間郡葛貫村 (攻)
26	安永6年(1777)	" 北入曾新田 (検)
27	天保10年(1839)	埼玉県児玉郡美里村 (質証)
28	宝政10年(1798)	武州入間郡大河原村 (明細)
29	天保3年(1832)	" " 赤沢村 (明細)
30	"	" " 永井村 (村高)
31	"	" 比企郡羽尾村 (村高)
32	享保3年(1718)	埼玉県入間郡鴨ヶ島町 (役)
33	安永9年(1780)	武州榛沢郡猿喰土村 (下札)
34	延享2年(1745)	武州榛沢郡小前田新田 (検)
35	延享2年(1745)	武州榛沢郡飯塚村新田 (検)
36	"	栃木県都賀郡西方村 (役)
37	文政5年(1822)	群馬県新田郡新田村 (役)
38	延享2年(1745)	上州佐波郡下触村 (検)
39	延享2年(1745)	相模国高座郡大庭村 (検)
40	慶応3年(1867)	神奈川県相模原市 (栗原村の例) (役)
41	延享3年(1746)	筑波郡上菅間村新田 (差出)
42	"	新治郡水守村新田 (差出)
43	享保年間	相模原市 (市史編)
44	文政5年(1822)	千葉県君津市 (役)

45	元禄3年(1690)	武州足立郡大田窪村 (検)
46	"	" 下木崎村 (〃)
47	享保16年(1731)	" 高鼻村 (〃)
48	延享2年(1745)	" 加茂宮村 (〃)
49	延享3年(1746)	" 遊馬林 (〃)
50	宝暦11年(1761)	" 寿能村 (〃)
51	寛政元年(1789)	" 上山口村 (〃)
52	" 5年(1793)	" 中里村 (村絵図)

(検)検地帳記述, (水)御縄打水帳記述, (控)——村
村方控記述, (村高)——村村高書上帳記述, (改)村
改帳記述, (質証)——村史料質地証文記述, (明細)
——村明細帳記述, (下札)——村年貢割付状下札,
(役)市・町・村役場, 教委よりの回答, (市史編)市
・町・村史(注)編さん委員会の回答

鉢形領荒川村御縄打水帳に「林畑一町二反一三
歩と表われ, 延享2年(1745)の検地では, 隣
接の小前田村10町3反2畝3歩, 飯塚村12町8
反5畝, 原和村12町9反4畝27歩, 猿喰之村2
町6反5畝24歩と, 林畑が増加する。この地域
は, 現在の埼玉県大里郡花園村地域である。延
享2年の林畑名目地は, 寛文期から貞享期まで
の畑方の中では, 「原畑」と記され, 年貢率は
下畑65文, 下下畑30文に対し, 林畑は25文で,
下下畑に近い年貢率を占めている。

No. 20の元禄3年(1690)武州足立郡大牧村の
場合は, 畑合24町3反2畝7歩で, その内訳を
見ると, 上畑4町7反2畝15歩, 斗代8斗, 中
畑6町4反4畝22歩, 斗代6斗, 下畑7町6反
6畝9歩, 斗代4斗, 下下畑1町4反7畝25歩,
斗代3斗, 林畑4町26歩, 斗代2斗である。大
牧村は現在の浦和市大牧で, 見沼用水に面する
標高10mの舌状台地に位置している。

No. 15, 16の上森沢村, 下板橋村の林畑につ
いては, 内田寛一は「切替畑」と解し, 柳田国
男の『分類農村語彙 下』でも切替畑と説明して
いる。

No. 17の文化9年(1812)武州男衾郡片新田
9ヶ村穀高反別控帳では, 上林畑1町6反2畝
18歩, 斗代3斗, 中林畑1町5反3畝18歩, 斗
代2斗, 下林畑1町1反5畝27歩, 斗代1斗と,
林畑を上・中・下に位付けし, 斗代に差をつけ
ている。この上・中・下を, 林地(松林や雑木

林)の畑請の斗代の上・中・下と考えるのは、不自然な感じがする。作付けする林畑の斗代の上・中・下と考えるのが自然と思われる。

筆者は、林畑の語の示す内容について、享保新田検地条目の施行によって、松林、雑木林に畑請課税した林畑と、享保以前の林畑とは性格が異なるものと推定する。享保以前のものは、「切替畑」として的林畑であると推定する。

それならば、なぜ「切畑」として一括しないのか、という問題がおこる。これに対して筆者は、次のような推定をしている。埼玉県入間郡毛呂山町には、葛貫村のほかに阿諏訪村、滝入村、権現堂村、宿屋村の御縄打水帳がある。これは、近代この地区が山根村と称された時の構成村で、葛貫村よりいずれも山寄りの村落である。この諸村には、下下畑の次に必ず「切畑」の名が記され、反別が明記されている。この切畑が「焼畑」であることは、まちがいないと思う。葛貫村の切替畑は焼畑でなく。柳田国男、宮本常一等の言う「ハンノキ属の林地の切替畑」で、焼却を伴わない切替畑であったから、「林畑」の名を用いて他の4村の切畑と区別したのであろう。

『神奈川県歴史³⁵⁾6巻』の「神奈川県下の農業民俗」の項には「火は入れないが数年使用して地力が衰えると再び山にする点では、焼畑と同様原始的な土地利用法を示すものに切替畑がある。秦野、足柄上郡中井町、旧高座郡小出村遠藤などに20年位前まで作られていた」とあり、1981年1月3日付書信で、最上孝敬氏はこれを確認された。

むすび

本稿では、切畑及び林畑の概念について検討した。切畑=切替畑=焼畑として使用される例が多いが、広義の切畑は、切り拓いた畑、切替畑の両義を持っている。西日本、特に中国高原地帯では、広義の切畑の内容を示す例が多い。近代においては、切畑は森林、採草地、牧野、普通畑に分解し、極めてわずかの地区にしかその面影を伝えているのである。

林畑の語は、従来地理学の分野では検討されていなかったが、切替畑として、ハンノキ属の林地の土地利用であることが明らかになった。しかし、享保新田検地条目の適用による林畑は、林地の畑請の意を主として、年貢・増収の一手段として、丘陵台地の新田開発の際に、関東地方では広範な分布を示している。

本稿を草するに当たっては、故宮本常一、佐々木高明、石田 寛、畑井 弘、三橋時雄、上野福男、菊地利夫、千葉徳爾諸先生の御指導をいただいた。また、調査に当たっては、各地の市町村役場、教委の協力を得た。末筆ながら、深く謝意を表する次第である。

〔注〕

- 1) 上山春平『照葉樹林文化』正・続、中央公論社、1969
- 2) 佐々木高明『稲作以前』日本放送協会、1971
- 3) 佐々木高明『日本の焼畑』古今書院、1972
- 4) 佐々木高明『熱帯の焼畑』古今書院、1970
- 5) 畑井 弘「奈良平安時代の焼畑農業」(『中世社会の成立と展開』吉川弘文館、1976)
- 6) 畑井 弘「8～10世紀の林田経営と家地経営」史林、59—3、1976
- 7) 畑井 弘「古代農業の一考察」甲南大学紀要文学編、24、1976
- 8) 田中豊治『島嶼経済の構造と変貌』ぎょうせい、1977
- 9) 三橋時雄『隠岐牧畑の歴史的研究』ミネルヴァ書房、1969
- 10) Ishida H.: *Historical geography of Rough Grazing in Japan*, Department of Geography University of Hiroshima, 1976
- 11) 『地方凡例録』日本経済叢書巻31、日本経済叢書刊行会、1916
- 12) 島根県立図書館蔵の「島根県旧藩租法」による
- 13) 農林省山林局「焼畑及び切替畑に関する調査」農林省、1936
- 14) 田中豊治「焼畑、牧、牧畑と日本畑作展開問題」歴史地理学紀要23『山地高原の歴史地理』、1981
- 15) 前掲8)
- 16) 前掲13) 3～6頁

- | | |
|--|---|
| 17) 前掲14) 95~99頁 | 活字本は島根県立図書館所蔵 |
| 18) 前掲13) 1~4頁 | 28) 徳川禁令考 第6帙 卷之59 第63章 |
| 19) 前掲14) 98~99頁 | 29) 木村 礎・伊藤好一『新田村落—武蔵野とその
周辺—』 文雅堂, 1960 |
| 20) 広島県比婆郡高野町 岡村達雄所蔵 | 30) 前掲28) 141~142頁 |
| 21) 岡村文書 | 31) 宮本常一ほか「座談会・焼畑の文化」季刊人類
学, 4—2, 1973 |
| 22) 広島県比婆郡口和町役場蔵 | 32) 前掲6) |
| 23) 岡山県眞庭郡久世町極西 加藤卓衛所蔵 | 33) 前掲7) |
| 24) 前掲14) | 34) 前掲5) |
| 25) 農地法第7条6項, 農地法施行規則第5条2項
に焼畑, 切替畑の扱い方が示されている。 | 35) 神奈川県史研究会「神奈川の歴史」第6巻, 昭
和36年刊, (現在絶版) |
| 26) 前掲10) | |
| 27) 島根県「明治27年島根県農事調査書」牧場の項, | |

Historical Geography of Land Rotation Systems in Japan

Toyoji TANAKA

In Japan, several types of land rotation system are found besides shifting cultivation (slash-and-burn agriculture). One of them is so called makihata or fieldpasture rotation system distributed at Oki Islands, Tsushima Island and the other areas. It is said that this type is similar to the common-field system in Europe; and that of Oki Islands is defined as four-field system. Another is kirihata or crop-and-forest rotation system without using fire, and was called hayashibata in Kanto Plain. In hayashibata, alder trees (Alnus japonica) which make fertile the lands by fixing nitrogen were planted after cropping. These types of land rotation system were distributed extensively at upland regions in Japan, and seem to be as important as shifting cultivation in the study of older forms of agriculture in Japan.